

(注記2)

文 部 省 原 議 書

至急文書
付せん
箇所

別記様式第1号

45 旧制中央大学廃止の件認可

〔昭和三十七年四月〕

④(付表) 電信 普通	書留 小包	速達 便送	極秘	秘	部外秘	普通	文書記号 番号	校 大 第 148 号
総務課発送		④(上川名)	還付物および施行上の注意				決裁：昭和 37 年 4 月 28 日	
昭和 37 年 5 月 4 日		昭 和 年 月 日	浄書： 月 日		照合： 月 日		完結：昭和 年 月 日	
先方の文書の年月日：昭和 年 月 日				先方の文書記号番号：				
件名 学校教育法第98条第1項の規定に基づき従前の規定による学校として存続する中央大学の廃止について								
受信者 学校法人 中央大学理事長				発信者 文部大臣 大学学術局長				
上記のことについて別紙のように			認可 通知		してよろしいか、伺います。 (抹消) [します]。			
昭和 37 年 3 月 31 日起案				起案局課 局(課)		起案者 ④(窪野)		
お よ び：大学学術局庶務課				起 案 者 課(班) (電話 番)				
大 臣 ④(荒木)	政務次官	事務次官 ④(内藤)	局(課)長 ④(小林)	部長・審議官 ④(岡野)	課長 (班主査) ④(西田)	起案係長		
官房長 ④(宮地)	総務課長 (花押) ④(木田)	副長・主査 ④(高野)	連絡課長 (副長・主査)	課長補佐 ④(長崎)	係員 ④(竹下) ④(小岩)			
合 議			④(宮城) ④(篠田) ④(武田)		回付局課		回付月日	
大学課長 ④(村山) ④(説田) ④(波多江)			④(注記1)		持 回 り		月 日	
管理局長 ④(杉江)			④(露木) ④(主生木) ④(国分) ④(露川)				月 日	
振興課長 ④(平間)			④(栗川)				月 日	
			④(山東)				月 日	
					④(牧)		月 日	
					④(福岡)		月 日	
					4/13		月 日	

備考・希望・意見等記入欄

記入者氏名印

1. 本大学の廃止については、昭和37年3月9日開催の私立大学審議会で承認を得た。
2. 本件については別起案の文大庶第239号（告示案）により昭和37年5月16日文部省告示第111号で告示する

官報登載

昭和37年5月16日

この大学の廃止は昭和37年3月31日限りであるので認可の日付は昭和37年3月31日としたい。

起案者
印

総務課
印

昭和三十七年三月十五日

学校法人中央大学理事長 柴田甲四郎 印

契印 文部大臣 荒木萬壽夫殿

文大庶第一二五号にて御通知頂きました旧制大学の廃止について次の通り申請致します

旧制大学廃止認可申請書

一、廃止の理由 学校教育法施行に伴う学制の改革により新制大学へ移行の為

二、廃止する大学の概要

- 1 名称 中央大学
- 2 設置者 学校法人中央大学
- 3 位置 東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地
- 4 廃止年月日 昭和三十七年三月三十一日
- 5 学部学科等 旧制法学部 旧制経済学部 旧制商学部の三学部
- 6 学生の処置 昭和二十八年三月三十一日をもって学部昼夜最終卒業者となす
- 7 教職員の処置 大部分新制大学に移行
- 8 施設設備等の処置 新制中央大学にて使用
- 9 学籍簿の保管方法 学校法人中央大学保管 (第一学務課長並に第二学務課長)
- 10 その他 特記事項なし

契印

案 第 号

学校法人 中央 大学

昭和37年3月16日付け———号で申請のあつた学校教育法第98条第1項の規定に基づき従前の規定による学校として存続する 中央 大学を昭和37年3月31日限り廃止することは、認可します。

昭和 年 月 日

文部大臣 荒 木 萬壽夫

案 第 号

昭和 年 月 日

学校法人

中央大学理事長あて

文部省大学学術局長

小 林 行 雄

学校教育法第98条第1項の規定に基づき従前の規定による学校として存続する 中央 大学の廃止について (通知)

昭和37年3月16日付け———号で申請のあつたこのことについては、別紙認可書のとおり認可になりましたので、通知します。 契印

(注記1)

「記録掛／37・5・24／受領」

(注記2)

「十三」(簿冊内件名番号)

〔『自大正15年6月至昭16年11月、中央大
学』第4冊、文部省④ 3A.10.4.1251〕